

どこまで乗っても100円均一

市循環バス「せせらぎ号」を利用しましょう

三島駅を中心に循環する「せせらぎ号」は、中心市街地の活性化および回遊性向上のため、市内の路線バス業者3社により運行しています。

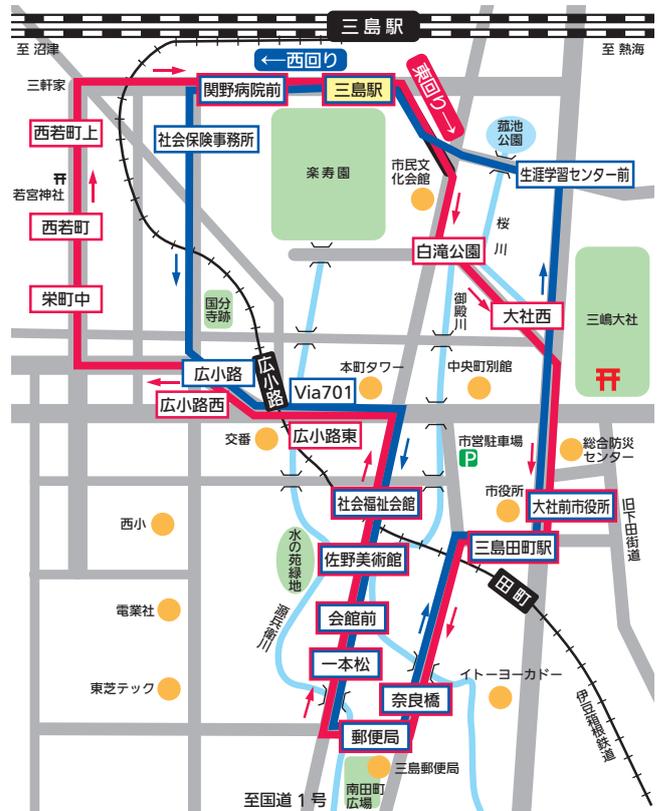
1周約30分で、どこまで乗車しても運賃は100円です。お気軽にご利用ください。

※祭典、道路、交通事情などによりコースの一部変更や発着が遅れる場合があります。

時刻表（三島駅発着時刻）

	西回り	東回り
三島駅発 (三島駅着)	9 : 15 (9 : 42)	9 : 35 (10 : 03)
	9 : 55 (10 : 22)	10 : 15 (10 : 43)
	10 : 35 (11 : 02)	10 : 55 (11 : 23)
	11 : 15 (11 : 42)	11 : 35 (12 : 03)
	11 : 55 (12 : 22)	12 : 15 (12 : 43)
	13 : 35 (14 : 02)	13 : 55 (14 : 23)
	14 : 15 (14 : 42)	14 : 35 (15 : 03)
	14 : 55 (15 : 22)	15 : 15 (15 : 43)
	15 : 35 (16 : 02)	15 : 55 (16 : 23)
	16 : 15 (16 : 42)	16 : 35 (17 : 03)
16 : 55 (17 : 22)	17 : 15 (17 : 43)	

路線図



問合せ 地域安全課 (☎983-2651)

25年度の助成券（藤色）の有効期限は3月31日まで。期限切れにご注意を！

平成26年度高齢者バス等利用助成券の受け付けが始まります

1乗車100円分として利用できる助成券を、1年に1回、30枚交付します。

利用できる交通機関

【バス】せせらぎ号、なかぎと号、きたうえ号、ふれあい号、伊豆箱根バス、富士急バス、沼津登山東海バス【鉄道】伊豆箱根鉄道駿豆線

対象 平成27年3月31日時点で70歳以上になる市内在住の人（昭和20年3月31日以前に生まれた人）

※三島市に住民登録のない人は除く。

持ち物 官公署が発行する身分証明書（保険証、運転免許証など）※代理申請の場合は、対象者と代理人双方の身分証明書が必要（代理人は同居の家族に限る）

注意事項

- ▶新しい助成券は青色です。25年度の藤色の券は4月1日以降使用できません。
- ▶受付開始から1週間程度は混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。
- ▶駐車場が混雑します。公共交通機関の利用にご協力ください。

受付場所・日時

※専用窓口開設日以降も申請は可能です。

市役所長寿介護課

受付開始 4月8日(火)

受付日時 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分

中郷文化プラザ

受付開始 4月10日(木)（専用窓口開設：4月10日・11日）

受付日時 火～金曜日午前9時～午後5時

北上文化プラザ

受付開始 4月14日(月)（専用窓口開設：4月14日・15日）

受付日時 月～金曜日午前9時～午後5時

錦田公民館

受付開始 4月16日(水)（専用窓口開設：4月16日・17日）

受付日時 月～金曜日午前9時～午後5時

坂公民館

受付開始 4月18日(金)（専用窓口開設：4月18日）

受付日時 月～金曜日午前9時～午後5時

問合せ 長寿介護課 (☎983-2609)

ペースメーカーや人工関節などを入れた場合の認定基準が見直されました

4月1日から身体障害者手帳の認定基準が変わります

医療技術の進歩により、ペースメーカー・体内植え込み型除細動器（ICD）・人工関節・人工骨頭を入れても、大きな支障がなく日常生活を送ることができる人が多くなったことから、身体障害者手帳の認定基準が一部変更されます。（従来の基準ですでに身体障害者手帳の認定を受けている人には適用されません）

- ▶変更後の基準は、平成26年4月以降に作成された診断書・意見書を添付して申請する場合から適用されます。
- ▶経過措置として、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成され、6月末までに申請した場合は、従来の基準で認定されます。

問合せ 障がい福祉課（☎983-2612）

変更される基準

	3月まで	4月から
ペースメーカー、体内植え込み型除細動器を入れた人（心臓機能障害）	一律1級	1・3・4級のいずれか※1
人工関節・人工骨頭を入れた人（肢体不自由）	【股関節・膝関節】一律4級 【足関節】一律5級	【股関節・膝関節】4・5・7級のいずれかまたは非該当※2 【足関節】5・6・7級のいずれかまたは非該当※2

- ※1 ペースメーカーなどへの依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定（先天性疾患の場合、従来どおり1級の認定）
- ※2 術後の経過が安定した時点での関節可動域などに応じて認定（6級以上が障害者手帳交付対象）

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予されます

国民年金の学生納付特例申請をお忘れなく

対象 学校教育法で定める大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在学している学生

申請場所 保険年金課国民年金係（市役所本館1階）
※10年間のうちに保険料を納付（追納）することができず、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、一定の加算額が加わります。

受付期間 4月1日～平成27年4月末日

納付特例対象期間 平成26年4月分～平成27年3月分
持ち物 ①年金手帳または国民年金保険料納付書②学生証（表裏のコピー可）または在学証明書（原本）③認め印（代理申請の場合）④前年就業していた場合、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し※郵送でも申請できます（申請書は市ホームページからダウンロード可）

継続して学生納付特例を希望する場合

25年度に学生納付特例が承認され、26年度も在学中の人には、4月上旬にハガキ形式の申請書が送付されます。返送するだけで、申請手続きができます。
※今年度から納付書で納付希望の場合、三島年金事務所（☎973-1444）へご連絡ください。

3月に卒業後、国民年金保険料の納付が困難な場合

平成26年4月～6月分の免除申請ができます。

受付期間 4月1日～7月末日まで

申請場所 保険年金課国民年金係（市役所本館1階）
持ち物 ①年金手帳または国民年金保険料納付書②認め印（代理申請の場合）※平成25年1月1日以降に三島市に転入した人は転入前の市町村に平成25年度所得課税証明を請求して添付してください。

問合せ 保険年金課（☎983-2606）

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、納付が免除・猶予される制度

国民年金の免除申請で、さかのぼれる期間が長くなりました

保険料を未納のままにしておくと、将来老齢基礎年金を受けられない場合があります。また、障がいや死亡といった状態が発生したとき障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、免除制度をご利用ください。詳しくはお問い合わせください。

これまで申請できた期間	4月から申請できる期間
7月～翌年6月までの1年以内※学生納付特例は4月～翌年3月まで	申請時点の2年1カ月前から翌年6月まで※学生納付特例は申請時点の2年1カ月前から翌年3月まで

申請開始日 平成26年4月1日から

持ち物 ①申請時の雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し（失業による申請の場合）②認め印（代理申請の場合）③申請する年に三島市以外に住居登録があった場合は、転入前の市町村から取り寄せた該当する年の所得課税証明（配偶者・世帯主の分も必要）

問合せ 三島年金事務所（☎973-1444）、保険年金課（☎983-2606）